

令和元年
知財アクセラレーションプログラムに係る
専門家登録要領

令和元年 5月 27日
知財アクセラレーションプログラム事務局
(委託元 特許庁)

1. 目的

革新的な技術やアイデアを基に創業するスタートアップにおいては、その技術・アイデア自体が財産となるため、権利化・ノウハウ化やライセンスなどの方針、体制を整備する「知財戦略」の構築が重要です。

しかしながら、創業期には、ビジネスの立ち上げに注力するあまり、知財戦略のノウハウや知財取得にけるリソースが不足し、コアとなる技術やアイデアが十分に保護されていないことが課題となっています。

そこで、本プログラムでは、スタートアップ支援の経験者を含む複数の専門家からなるチーム（以下、「知財メンタリングチーム」と呼びます。）を創設し、スタートアップのビジネスに対応した適切なシーズ・出口戦略の診断、知財戦略の構築、知財保護等を支援します。つきましては、当該スタートアップを支援する専門家を広く募集いたします。

2. 活動内容

(1) ナレッジシェアプログラムへの参加

ビジネスの専門家と、知財の専門家、及びスタートアップの経営者の相互の知識交換・補完や交流を目的として、知財メンタリングの実務上必要な内容を相互に教え合うナレッジシェアプログラムに任意にご参加いただけます。

(2) 知財戦略構築等の支援

知財アクセラレーションプログラムに選定されたスタートアップの知財戦略構築を支援するメンター及びメンター補佐にご就任いただきます。

メンターは、登録された専門家の中から、スタートアップの課題やニーズに適合する専門家にご就任いただきます(各スタートアップに対し、1名以上)。

メンター補佐は、必要に応じて、メンターの作業を補助し支援を円滑に進める立場として、実務経験 10 年未満の若手専門家にご就任いただきます(若干名)。

メンター及びメンター補佐は、スタートアップに対し、対面又は必要に応じてオンラインにより、①シーズ・出口戦略等の診断、②知財調査を含む知財戦略構築サポート、③即時に権利化すべきシーズの出願戦略の立案¹、④フォローアップ、の 4 段階で支援していただきます。

¹ 出願代理は含みません。

令和元年度は、第1期・第2期の2期に分けて、合計15社程度(第1期：10社程度、第2期：5社程度)のスタートアップの知財戦略構築を支援する予定です。

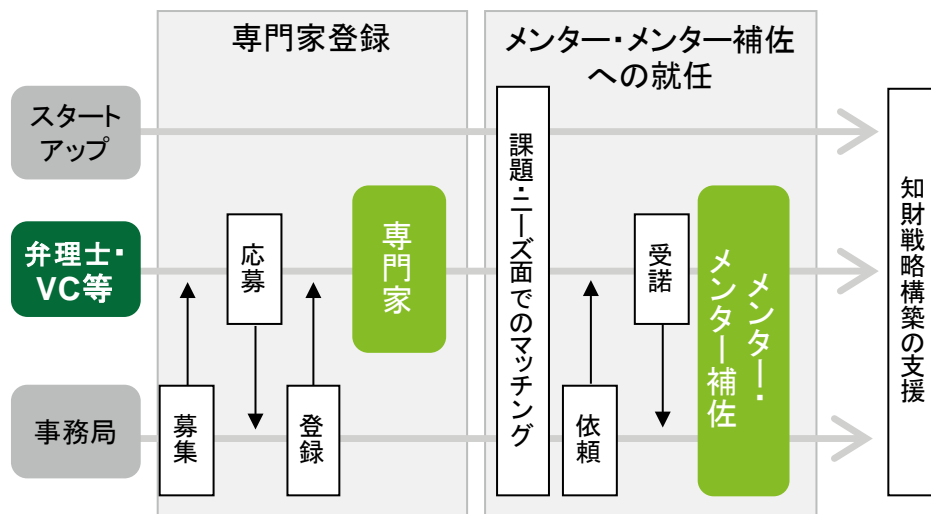


図 専門家登録及びメンター・メンター補佐²への就任の流れ

3. 登録対象

本プログラムでは、知財戦略構築を支援する専門家の育成、及びその専門家からなるチームによる実際の知財戦略構築を目的としているため、以下の要件を全て満たす、スタートアップの事業拡大支援に対して意欲のある専門家を登録対象とします。

- (1) 高専、大学卒業以上であること
- (2) ベンチャービジネス又は知財に関する専門性を有していること
※例えば、ビジネスコンサルタント、ベンチャーキャピタリスト、アクセラレーター、弁理士、弁護士、事業会社知財部経験者など
- (3) スタートアップへの支援の意欲があること
- (4) ナレッジシェアプログラムに積極的に参加する意欲があること
- (5) 反社会的勢力またはそれに関わるものとの関与がないこと

4. 登録募集期間

2019年5月27日(月) から 2019年12月31日(火) まで

5. 登録方法

登録フォーム(Excel形式)に従って必要事項を記入の上、登録募集期間内に提出してください。

※第1期のメンタリングチームへの参加を希望される方は、6月21日(金)までにご提出ください。第2期の知財メンタリングチームへの参加を希望される方の提出期限は後日

² メンター及びメンター補佐は、必要に応じて事務局を務めるデロイト トーマツの職員が就任する場合があります。

お知らせします。それ以降にご提出された場合、ナレッジシェアプログラムにはご参加いただけませんが、知財メンタリングチームへの参加は原則できません。

提出書類	内容
(必須)登録フォーム (Excel 形式)	必要事項をご記入いただきます。補足資料等が必要な場合は以下の関連書類を PDF 形式で添付してください。
(任意)補足資料(PDF 形式)	補足資料例 ・職務経歴書 ・実績・成果に関する資料・リーフレット等

提出先： 9. 問い合わせ先に記載するメールアドレスまで、電子ファイルでご提出ください。郵送・FAX では受け付けておりません。添付ファイルを含め 10MB を超えないようにご配慮ください。

6. スケジュール

(1) ナレッジシェアプログラム

2019年8月～2020年1月 ナレッジシェアプログラムを実施

(2) 知財戦略構築等の支援

2019年5月 専門家の登録受付開始

7月 専門家から第1期メンター・メンター補佐を選定

8月～10月 第1期メンタリングを実施

10月 専門家から第2期メンター・メンター補佐を選定

11月～1月 第2期メンタリングを実施

2020年3月 成果報告会

※スケジュールは、状況に応じて多少前後することがあり得ますので、予めご了承ください。

7. 謝金等

(1) 謝金³ (知財メンタリングチームに選定された専門家のみ)

(ア) 知財メンタリングチームとしてスタートアップへの支援に当たり、就任条件について合意いたします。

(イ) 支援に係る謝金について、メンターはメンタリングや事前準備などに要した時間1時間に対し1万円（消費税別、必要な時間は、1回のメンタリングで3時間程度を想定しています）。

メンター補佐については、謝金はございません。

(ウ) 往復交通費は実費、遠方の往復交通費⁴は証憑書類に基づき、事務局よりお支払いし

³ ナレッジシェアプログラムについて謝金は生じません。

⁴ 飛行機の場合エコノミークラス、新幹線の場合通常指定席特急券の費用をお支払いします。

ます。(事後精算)

(エ) 特許及び商標、意匠、実用新案登録の出願代理業務をする場合は、事務局との委託契約の範囲外でスタートアップと個別調整していただきます。

(2) 支援頻度

具体的な支援頻度は支援先スタートアップと相談の上決定していただきます。

8. 留意事項

- (1) 本プログラムの内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、原則特許庁により公表される予定ですのであらかじめご了承ください。
- (2) 本プログラムの登録者には、特許庁又は事務局が企画するイベントでの登壇等、本プログラムの情報発信等のためにご協力いただく場合がございます。
- (3) 以下の場合には、登録対象外とさせていただきますのであらかじめご了承ください。
 - (ア) 登録希望者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - (イ) 登録内容に不備がある場合
 - (ウ) 登録希望者が、登録に際して虚偽の情報を記載し、その他特許庁及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- (4) 登録に当たってご提供いただく個人情報を含む登録情報は、特許庁及び事務局または外部審査委員（以下、「特許庁及び事務局等」という。）にて本プログラム実施に当たって必要な範囲で共有、利用されます。また、個人情報を含む登録情報は事前の承認なく特許庁及び事務局等以外の第三者に提供することはありません。
- (5) 専門家は広く募集・登録しますが、必ずしもすべての方にメンターにご就任いただくわけではありませんので、予めご了承ください。また、専門家の選定結果についてのお問い合わせについては応じられません。
- (6) スタートアップへ支援を実施するのに不適切であると特許庁及び事務局が判断した場合には、支援を途中で終了する場合がありますのでご注意ください。
- (7) 支援先スタートアップに関して、特許庁及び事務局等が、支援先スタートアップの事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。

9. 問い合わせ先

本募集に関するお問合せは、下記までお願いします。

〒100-8360 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
知財アクセラレーションプログラム(IPAS)事務局（有限責任監査法人トーマツ 内）

担当 福井裕明、佐崎達朗、山崎遥

TEL 03-6213-1251

メール ipas-office@tohmatu.co.jp